30amG-107 事務事理数了後の大学における症例報告に関する事要施塾へのア

実務実習終了後の大学における症例報告に関する実習施設へのアンケート調査 小澤 実香',長谷川 哲也',神谷 貞浩',松本 かおり',佐田 宏子',

○小嶋 文良¹, 児玉 庸夫¹(¹城西国際大薬実務実習委員会)

【目的】城西国際大学(以下、本学)では、実務実習終了後に学内報告会を実施 していたが、発表内容にばらつきがあり必ずしも問題解決型の内容ではなかった。 そこで、平成24年度より症例報告などの問題解決型の内容を対象とし、実務実習 の成果を実感させることとした。しかし、症例報告を行う際、個人情報の保護が 問題となる。そこで、受入れ施設に対し症例報告を取り入れる際の本学の主旨を 説明するとともに、症例報告を取り入れることの可否ならびに条件についてアン ケート調査を実施した。【方法】平成24年度実務実習において本学学生の受入れ 施設となった80病院および115薬局を対象とし、薬剤部門長または薬局長宛に説 明文書およびアンケート用紙を郵送した。アンケート内容は、大学における症例 報告実施の可否、事前連絡等の必要性、症例報告の発表資料例に対する追記・修 正の有無とし、FAX、メール、郵送のいずれかにより回答を得た。【結果】回答率 は病院 73%、薬局 53%であった。大学における症例報告に対し、88%の病院およ び92%の薬局が実務実習の報告として適切であると同答した。一方、適切でない。 またはどちらとも言えないと回答した施設の割合は、病院12%、薬局8%であっ た 事前連絡あるいは事前の内容確認について 必要と同答した病院は78% 薬 局は79%であった。【考察】多くの実習施設は大学での症例報告に対し適切と考え ており、事前の内容確認により個人情報保護の徹底や症例に対する学生指導が必 要と考えていることが判明した。一方、施設の方針や学生の知識・経験不足のた め不適切と考える施設もあるため、症例報告の実施には、施設-大学間連携が特 に重要であり、指導薬剤師もしくは責任者への連絡・確認・許可が不可欠である と考えられる。